

かごしま子ども未来プラン2020（素案）

目次

第1章 計画の策定について	5
1 計画策定の趣旨	5
2 計画の位置づけ	6
3 計画の期間	6
第2章 計画策定の背景	7
1 少子化をめぐる状況	7
(1) 人口と人口構造の推移	7
(2) 婚姻の状況	10
(3) 子どもの数	14
(4) 就労	24
(5) 仕事と育児の両立	27
(6) 気運の醸成	37
2 母子及び父子並びに寡婦の状況	38
(1) ひとり親世帯の推移	38
(2) ひとり親家庭の子どもの数	38
(3) ひとり親家庭の最年少の子どもの年齢	38
3 子どもの貧困の状況	39
(1) 全国の相対的貧困率等	39
(2) 生活保護受給世帯等	41
(3) 進学率、就職率	42
(4) 就学援助	43
(5) 「かごしま子ども調査」調査結果	44
4 子どもの状況	47
(1) 学習状況	47
(2) 体力	47
(3) 児童虐待	49
(4) 安心・安全	50
(5) 携帯電話、スマートフォン	52
(6) かごしま地域塾	53
5 母子保健の状況	54

(1) 妊娠届の状況	54
(2) 乳児死亡・新生児死亡	54
(3) 周産期死亡	55
(4) 低出生体重児	55
(5) 人工中絶	56
(6) 性感染症	57
(7) 予防接種率	57
(8) 妊娠中の妊婦の喫煙率及び飲酒率	58
(9) 産後ケアの事業に取り組む市町村数	59
(10) 自殺	60
(11) むし歯	60
6 教育・保育等の状況	61
(1) 教育・保育施設の状況	61
(2) 地域子ども・子育て支援事業の状況	64
(3) 保育士等の確保	68
第3章 これまでの取組と成果	71
1 これまでの取組と成果	71
2 目標達成状況	72
(1) 重点数値目標	72
(2) 包含する計画において掲げる目標値	73
(3) その他	75
第4章 計画の基本理念と推進体制	76
1 基本理念、基本目標及び施策の方向	76
2 施策体系	77
3 推進体制	78
(1) 県の推進体制	78
(2) 県民との協働	78
(3) 市町村との連携	78
4 点検、評価、見直し	78
(1) 点検、評価	78
(2) 見直し	78
第5章 施策の方向	79
施策の方向 1 結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり	79

基本施策	(1) 総合的な結婚支援の推進	79
基本施策	(2) 健やかな妊娠・出産への支援	81
基本施策	(3) 周産期医療・小児医療の提供体制の確保	86
施策の方向	2 安心して子育てができる社会づくり	90
基本施策	(1) 社会全体で子育てを応援する気運の醸成	90
基本施策	(2) 地域における子育ての支援	92
基本施策	(3) 保育士等の人材確保	102
基本施策	(4) 子育ての経済的負担の軽減	105
基本施策	(5) 子どもが安全で安心して暮らせる地域社会づくり	108
施策の方向	3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり	112
基本施策	(1) 知・徳・体の調和のとれた教育の推進	112
基本施策	(2) 安全で安心な学校づくり	116
基本施策	(3) 特別支援教育の充実	118
基本施策	(4) 幼児教育の充実	120
基本施策	(5) 郷土教育の推進	122
基本施策	(6) 家庭教育の充実	124
基本施策	(7) 次世代をリードする人材の育成	127
施策の方向	4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり	129
基本施策	(1) 児童虐待防止に関する取組	129
基本施策	(2) 子どもの貧困対策の推進	132
基本施策	(3) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立支援	138
基本施策	(4) 子ども・若者を育てる環境づくりの推進	140
基本施策	(5) 子ども・若者の社会的自立の支援	143
基本施策	(6) 代替養育が必要な子どもへの支援	145
施策の方向	5 ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり	147
基本施策	(1) 良好な雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進	147
基本施策	(2) 仕事と子育ての両立のための環境整備の促進	149
基本施策	(3) 雇用の場の確保	151
鹿児島の特徴を生かした子ども・子育ての取組	153	
(1) 「優しく温もりのある地域社会」を生かした取組	153	
(2) 「教育的風土や伝統的な地域の教育力」を生かした取組	153	
(3) 「豊かな自然、個性ある歴史と多彩な文化」を生かした取組	154	
(4) 「成長著しいアジアに近接した地理的優位性」を生かした取組	154	
SDG s（持続可能な開発目標）との関係	155	

第6章 子ども・子育て支援新制度の推進	157
1 区域の設定	157
(1) 趣旨	157
(2) 内容	157
2 各年度における県設定区域ごとの教育・保育の量の見込み及び確保方策	158
(1) 各区域	158
(2) 県計（参考値）	159
(3) 県の認可、認定に係る需給調整の考え方	160
3 認定こども園における教育・保育の一体的提供と推進体制	161
(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方	161
(2) 教育・保育の必要性和推進方策	161
(3) 認定こども園等と地域型保育事業を行う者の連携	161
4 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整	162
(1) 子ども・子育て支援事業計画作成時等の調整	162
(2) 認定こども園、幼稚園、保育所の利用定員設定時等の調整	162
5 教育・保育に従事する者の確保	162
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携	162
7 地域子ども・子育て支援事業の推進	163
(1) 地域子ども・子育て支援事業への支援	163
(2) 市町村における取組計画	163
(3) 放課後児童健全育成事業の推進	163
8 教育・保育情報の公表	163
第7章 数値目標	164
1 重点数値目標	164
2 包含する計画において掲げる数値目標	165
(1) 母子保健計画	165
(2) 子どもの貧困対策計画	166
(3) 子ども・若者計画	166
(4) 母子及び父子並びに寡婦福祉計画	166
3 その他	167

2 母子及び父子並びに寡婦の状況

(1) ひとり親世帯の推移

本県のひとり親家庭（母または父と19歳以下の未婚の子どもの世帯）は、2015（平成27）年で、15,387世帯であり、前回調査時の2010（平成22）年と比較し、1.6%減少しています。

図表－60 ひとり親世帯の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
母子世帯（a）	10,785 世帯	10,385 世帯	11,720 世帯	13,301 世帯	13,942 世帯	13,746 世帯
父子世帯（b）	1,975 世帯	1,825 世帯	1,949 世帯	1,950 世帯	1,689 世帯	1,641 世帯
計（a + b）	12,760 世帯	12,210 世帯	13,669 世帯	15,251 世帯	15,631 世帯	15,387 世帯

資料：国勢調査

(2) ひとり親家庭の子どもの数

本県のひとり親家庭の子どもの数（ひとり親家庭の人員数からひとり親家庭の世帯数を差し引いた推計値）は、2015（平成27）年で、25,623人となっており、前回調査時の2010（平成22）年と比較し、1.8%減少しています。

図表－61 ひとり親家庭の子どもの数の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
母子世帯の人員数(人, a)	31,703	36,071	37,336	36,780
母子世帯数(世帯, b)	11,720	13,301	13,942	13,746
母子世帯の子どもの数(人, c = a - b)	19,983	22,770	23,394	23,034
父子世帯の人員数(人, d)	5,112	5,145	4,393	4,230
父子世帯数(世帯, e)	1,949	1,950	1,689	1,641
父子世帯の子どもの数(人, f = d - e)	3,163	3,195	2,704	2,589
ひとり親世帯の子どもの数(人, c + f)	23,146	25,965	26,098	25,623

資料：国勢調査

(3) ひとり親家庭の最年少の子どもの年齢

本県の2015（平成27）年のひとり親家庭の最年少の子どもの年齢別にみると、最年少の子どもが小学生・中学生の年齢に当たる6～14歳の世帯が母子世帯で53.7%，父子世帯で54.8%，6歳未満の幼児の世帯が、母子世帯で21.4%，父子世帯で8.5%となっており、母子世帯の7割以上，父子世帯の6割以上に中学生以下の子どものいます。

図表－62 ひとり親家庭の最年少の子どもの年齢

	実数(世帯)		割合(%)	
	母子世帯	父子世帯	母子世帯	父子世帯
6歳未満	2,947	139	21.4	8.5
6～14歳	7,375	899	53.7	54.8
15～17歳	2,482	425	18.1	25.9
18～19歳	942	178	6.9	10.8
合計	13,746	1,641	100.0	100.0

資料：国勢調査

3 子どもの貧困の状況

(1) 全国の相対的貧困率等

相対的貧困率及び子どもの貧困率ともにおおむね右肩あがりて上昇しており、2012（平成24）年に相対的貧困率は16.1%、子どもの貧困率は16.3%と最も高くなっています。直近の2015（平成27）年は、相対的貧困率は15.6%、子どもの貧困率は13.9%となっています。

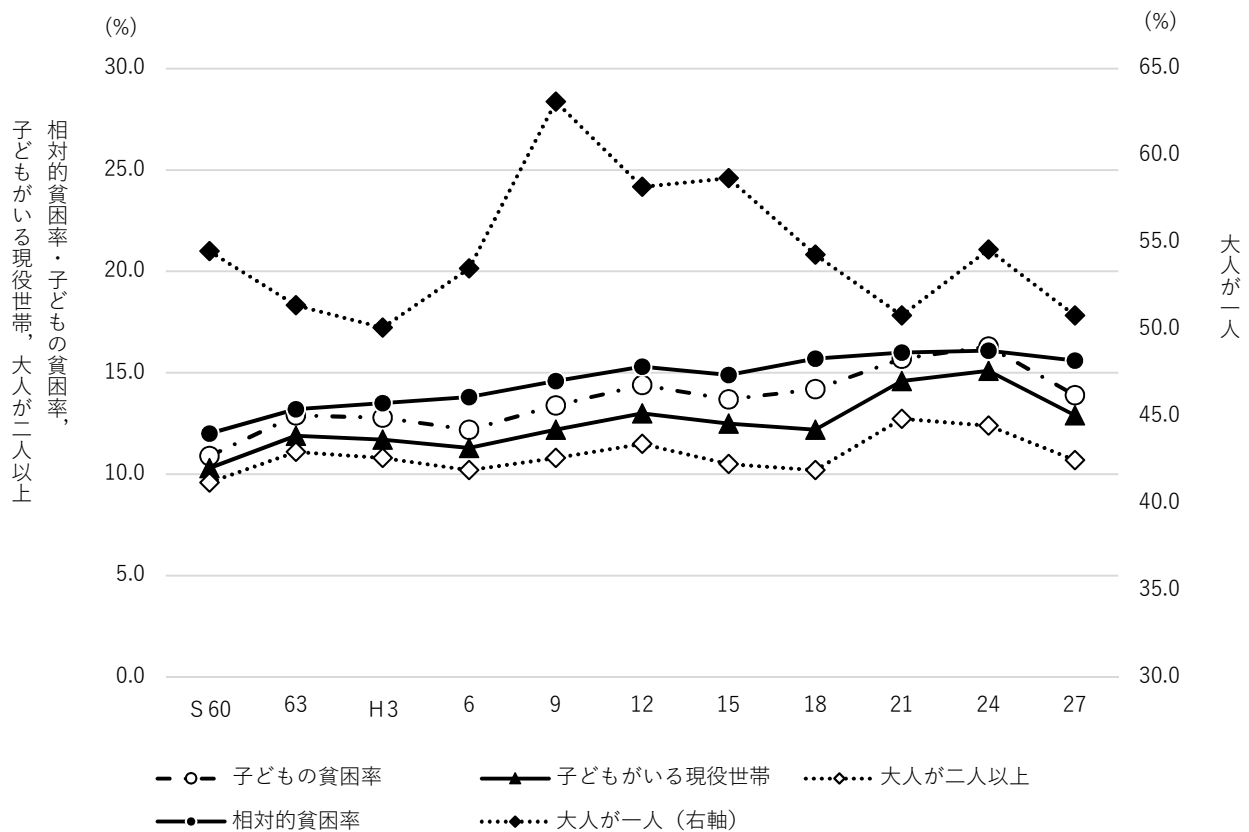
子どもがいる現役世帯については、12.9%となっており、そのうち、大人が一人の世帯では50.8%、大人が二人以上の世帯では、10.7%となっています。

図表－63 貧困率等の年次推移

	昭和 60	63	平成 3	6	9	12	15	18	21	24	27
相対的貧困率(%)	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.6
子どもの貧困率(%)	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる現役世帯(%)	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7
中央値（万円）（a）	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	245
貧困線（万円）（a/2）	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122

資料：国民生活基礎調査

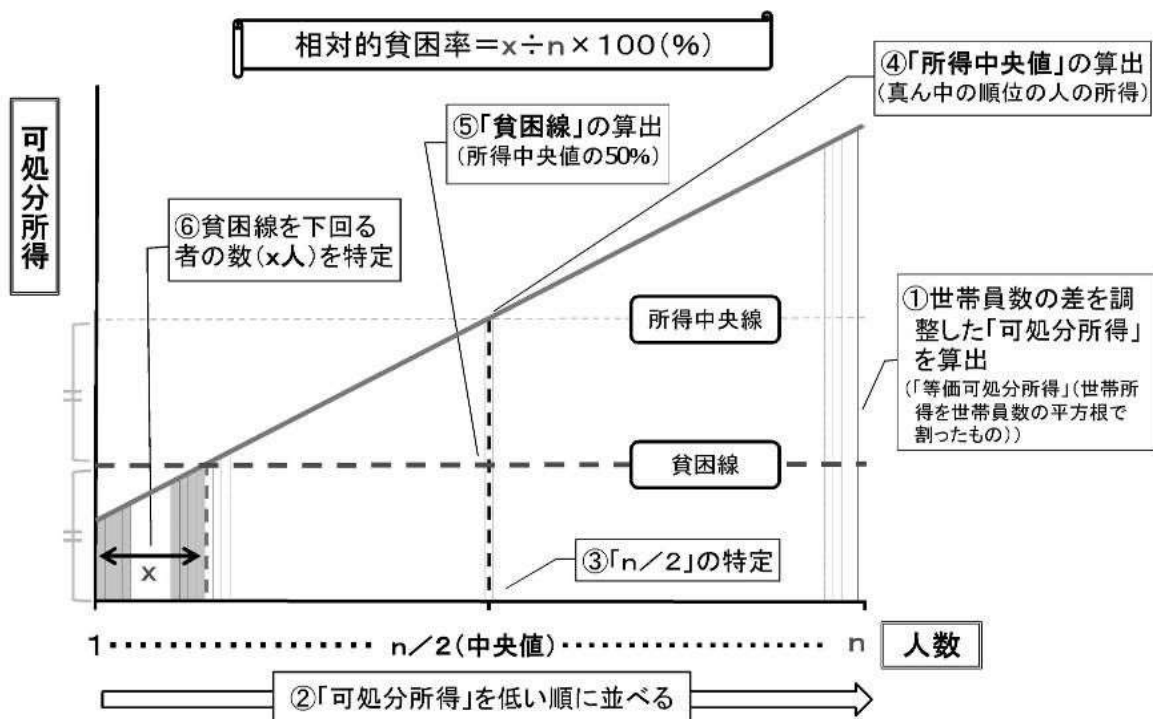
図表－64 相対的貧困率及び子どもの貧困率



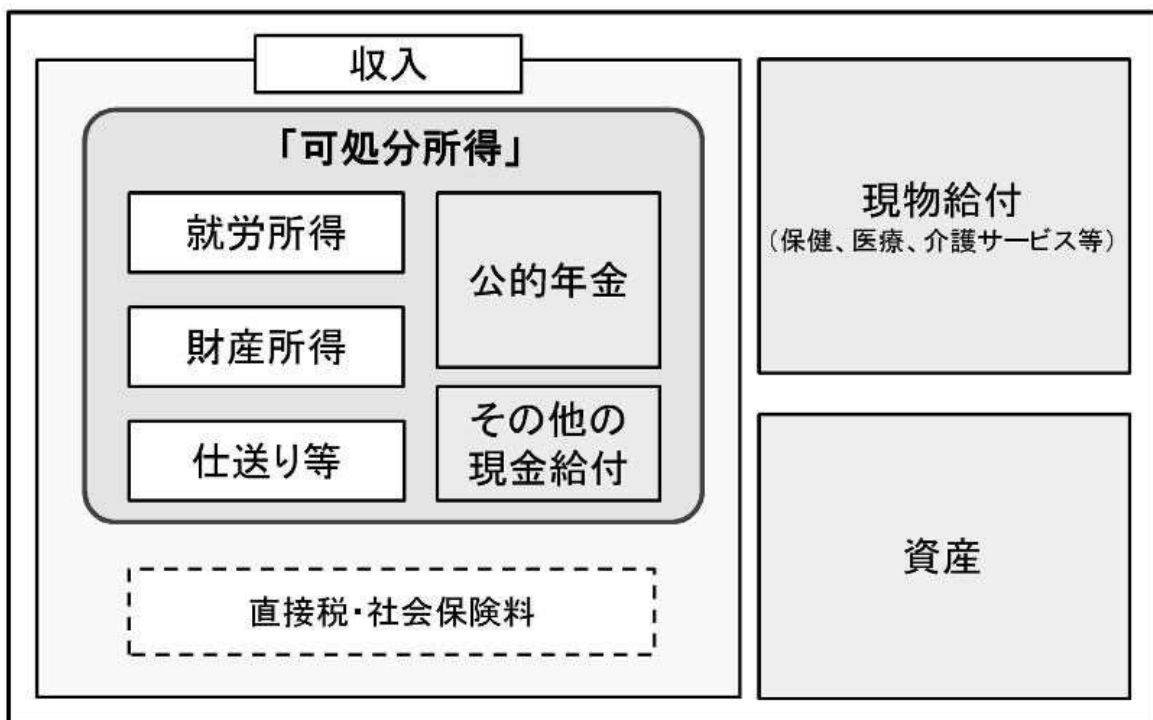
資料：国民生活基礎調査

(参考) 相対的貧困率

所得中央値の一定割合(50%が一般的。いわゆる「貧困線」を下回る所得しか得ていない者の割合。)



相対的貧困率の算出に当たって用いる「可処分所得」には、以下のものが含まれる。 ※「資産」の多寡については考慮していない。

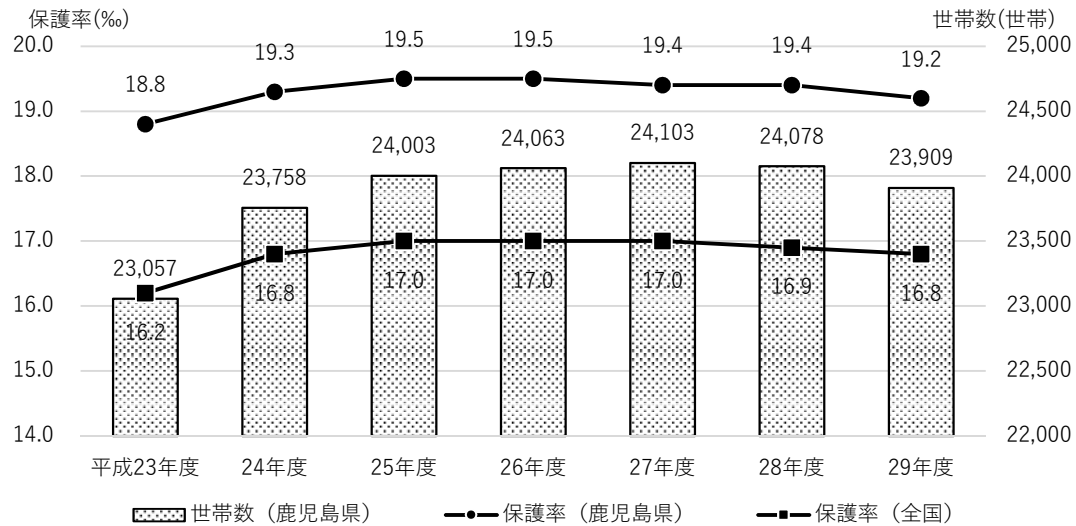


(2) 生活保護受給世帯等

① 生活保護世帯数及び保護率

本県の生活保護世帯数及び保護率もおおむね横ばいで推移しており、2017（平成 29）年度の生活保護世帯数は 23,909 世帯、保護率は 19.2%となっており、全国の 16.8%よりも 2.4 ポイント高くなっています。

図表－ 65 生活保護世帯の推移



資料：「被保護者調査」（厚生労働省）

② 生活保護世帯の子どもの数

本県の生活保護世帯の子ども（19 歳以下の者）の数は、毎年減少しているものの、2018（平成 30）年は 1,582 人となっており、被保護人員全体の約 1 割を占めます。

図表－ 66 生活保護世帯の子どもの数の推移

		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
0～19 歳	被保護人員(a)	2,052 人	1,890 人	1,834 人	1,695 人	1,582 人
	対前年増減	-5.4%	-7.9%	-3.0%	-7.6%	-6.7%
総数	被保護人員(b)	16,617 人	16,200 人	16,118 人	15,792 人	15,301 人
	対前年増減比	-1.7%	-2.5%	-0.5%	-2.0%	-3.1%
19 歳以下の構成比(a/b)		12.3%	11.7%	11.4%	10.7%	10.3%

※各年 7 月 31 日現在の人員

資料：「被保護者調査」（厚生労働省）

(3) 進学率、就職率

① 生活保護世帯の進学率、就職率

本県の生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の進学率は、2018（平成30）年で、94.0%となっており、県全体の進学率 99.1%に比べ、5.1 ポイント低くなっています。高等学校卒業後の進学率も 24.8%と県全体の進学率 69.4%に比べ、44.6 ポイント低くなっています。

生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の就職率は、2018（平成30）年で、0.4%となっており、高等学校卒業後の就職率は、68.0%となっています。

生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率は、2017（平成29）年度で 5.3%となっており、県全体の中退率 0.8%を大きく上回っています。

図表－ 67 生活保護世帯の子どもの進学率、就職率

			平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
中学卒業後	進学	生活保護世帯	93.2%	95.5%	86.6%	93.5%	94.0%
		県 全 体	99.0%	99.0%	99.2%	99.1%	99.1%
	就職	生活保護世帯	1.9%	1.4%	1.0%	0.4%	0.4%
		県 全 体	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%
高校卒業後	進学	生活保護世帯	28.6%	32.5%	24.4%	27.9%	24.8%
		県 全 体	70.1%	70.3%	70.6%	70.1%	69.4%
	就職	生活保護世帯	54.2%	52.9%	57.4%	50.6%	68.0%
		県 全 体	27.4%	26.9%	26.7%	26.7%	27.6%

資料：生活保護世帯は厚生労働省社会・援護局保護課調べ、県全体は学校基本調査（速報値）を元に算出
※進学は、専修学校、各種学校、公共職業能力開発施設等を含む。

図表－ 68 生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
生活保護世帯	7.0%	6.0%	4.9%	5.3%
県	1.0%	1.0%	0.8%	0.8%

資料：生活保護世帯は県社会福祉課調べ、県全体は、平成 29 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果（公立学校）

※生活保護世帯は、専修学校・各種学校・公共職業能力開発施設等の在学者は含まない。

② 児童養護施設入所児童の進学率、就職率

本県の児童養護施設^(注4)入所児童の中学校卒業後の進学率は、2018（平成30）年で 96.3%となっており、県全体の進学率の 98.9%に比べ 2.6 ポイント低くなっています。

また、高等学校卒業後の進学率は 22.8%と、県全体の進学率の 73.7%に比べ 50.9 ポイント低くなっています。

児童養護施設入所児童の中学校卒業後の就職率は、2018（平成30）年は 1.9%、高等学校卒業後の就職率は 73.7%となっています。

(注4) 保護者のない児童（乳児を除く）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

図表－ 69 児童養護施設入所児童の進学率，就職率

			平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
中学卒業後	進学	施設入所児童	97.2%	94.9%	100.0%	93.2%	96.3%
		県 全 体	98.7%	98.8%	98.8%	99.0%	98.9%
	就職	施設入所児童	1.4%	1.3%	0.0%	6.8%	1.9%
		県 全 体	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%
高校卒業後	進学	施設入所児童	22.0%	15.6%	22.2%	21.2%	22.8%
		県 全 体	41.0%	42.2%	42.7%	43.2%	44.2%
	就職	施設入所児童	76.3%	84.4%	73.3%	75.0%	73.7%
		県 全 体	27.7%	27.4%	26.9%	26.7%	26.7%

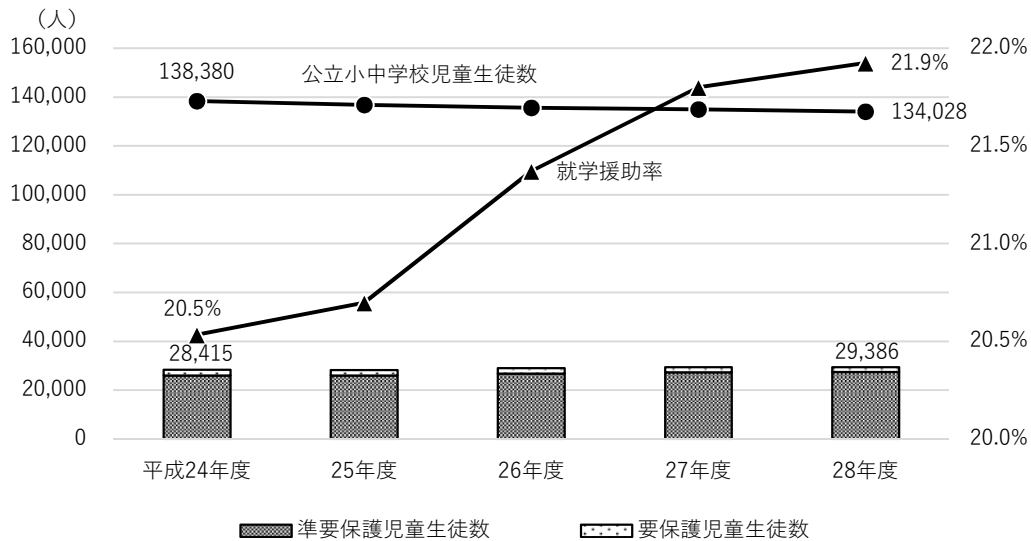
資料：施設入所児童は子ども家庭課調べ（各年 3 月末現在の状況），県全体は学校基本調査

※進学は，高校及び公共職業能力開発施設へ進学した者の比率である。

(4) 就学援助

就学援助^(注5)を受けた県内の小中学校の要保護児童生徒数と準要保護児童生徒数の合計は，2012（平成 24）年度は，28,415 人であり，公立小中学校児童生徒数（138,380 人）の 20.5%でしたが，2016（平成 28）年度は，29,386 人と，公立小中学校児童生徒数（134,028 人）の 21.9%となっており，公立小中学校児童生徒数はわずかながら減少しているものの，要保護児童生徒数と準要保護児童生徒数の合計及び就学援助率ともに上昇しています。

図表－ 70 要・準要保護児童生徒数の推移



資料：就学援助実施状況等調査（文部科学省）

(注5) 学校教育法に基づき，経済的理由によって，就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して，市町村が実施する必要な援助

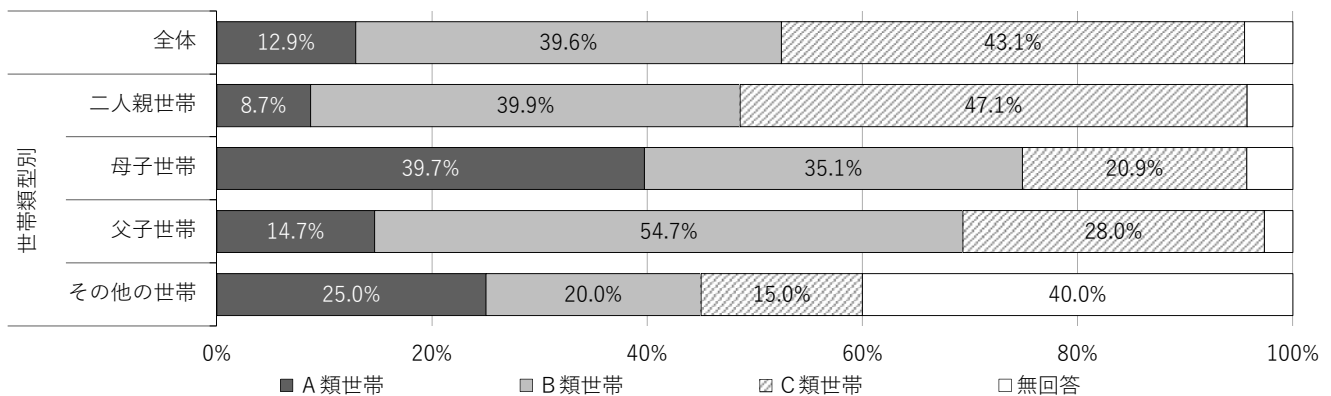
(5) 「かごしま子ども調査」調査結果

① 世帯類型と所得類型

2017（平成29）年度に県が実施した「かごしま子ども調査」の回答者を所得類型別と世帯類型別に集計すると、母子世帯におけるA類世帯（等価可処分所得が中央値の2分の1（122万円）未満の世帯）の割合が39.7%と約4割を占めており、他の世帯類型と比べて、母子世帯は特に所得が低い傾向にあります。

また、A類世帯とB類世帯（等価可処分所得が122万円以上244万円未満の世帯）を合算すると、母子世帯では74.8%、父子世帯では69.4%と7割近くを占めていますが、二人親世帯は48.6%であることから、二人親世帯と母子世帯や父子世帯には、所得（家計収入）の面で大きな差異があります。

図表- 71 かごしま子ども調査結果（世帯類型と所得類型）



資料：かごしま子ども調査（図表3）

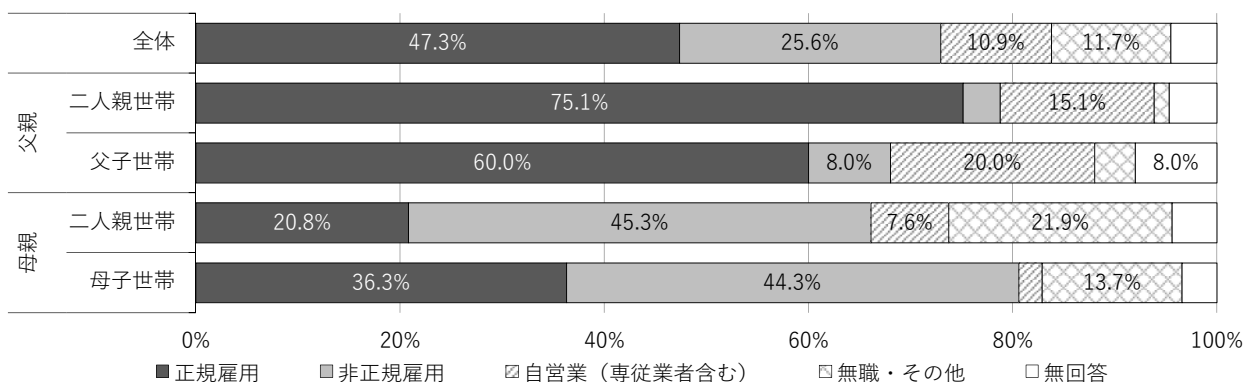
② 保護者の就労形態

「かごしま子ども調査」に回答した保護者の就労形態をみると、父親については、父子世帯で二人親世帯と比べて、正規雇用の割合が低く、非正規雇用や自営業の割合が高い状況となっています。

母親については、母子世帯で二人親世帯と比べて、正規雇用の割合が高く、自営業や無職・その他の割合が低い状況となっています。母親が主たる収入を得ている母子世帯においては、正規雇用が36.3%と約4割を占めていますが、二人親世帯の父親や父子世帯と比較すると、正規雇用の割合は非常に低くなっています。

性別でみると、母親は世帯類型に関わらず、父親に比べて正規雇用の割合が低く、非正規雇用の割合が高くなっています。

図表- 72 かごしま子ども調査結果（保護者の就労形態）



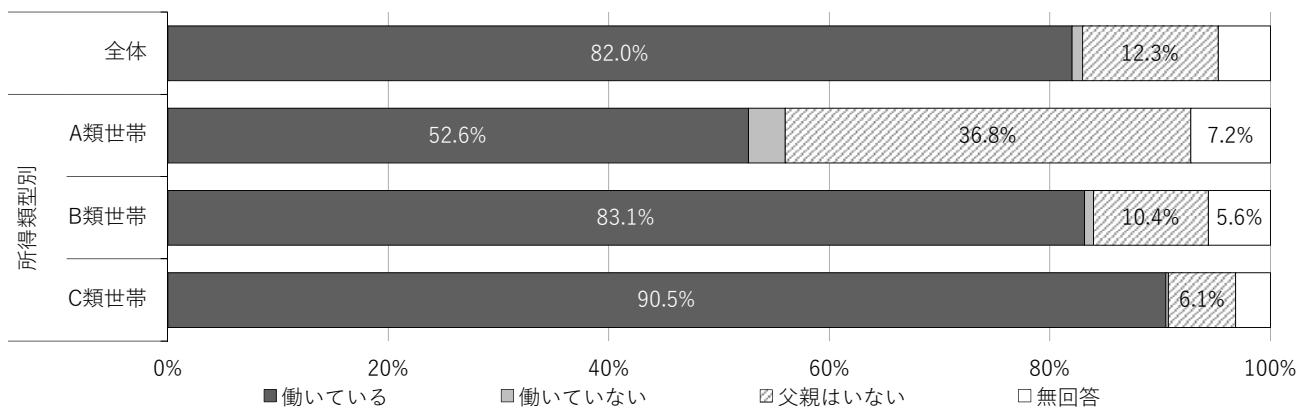
資料：かごしま子ども調査（図表4）

③ 父親の就労状況

「かごしま子ども調査」に回答した父親の就労状況をみると、全体では、「働いている」との回答が82.0%と、約8割を占めています。

所得類型別では、A類世帯（等価可処分所得が中央値の2分の1（122万円）未満の世帯）では「働いている」が52.6%と、B類世帯（等価可処分所得が122万円以上244万円未満の世帯）やC類世帯（等価可処分所得が中央値（244万円）以上の世帯）と比べて非常に少なくなっています。しかし、「父親はいない」との回答が36.8%であることから、A類世帯には母子世帯が多くいると考えられます。

図表- 73 かごしま子ども調査結果（父親の就労状況）

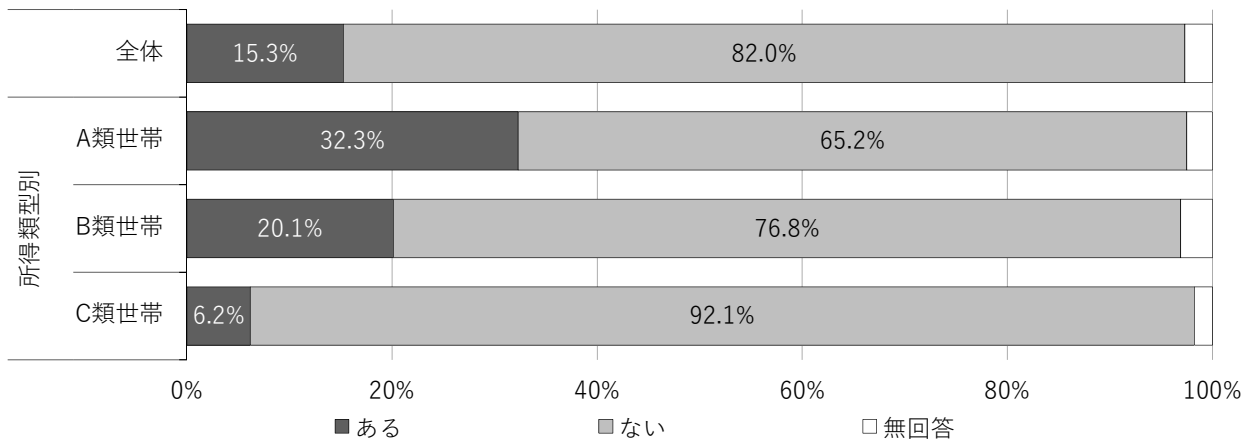


資料：かごしま子ども調査（問25）

④ 医療機関の受診

「かごしま子ども調査」によると、経済的な理由から医療機関で子どもの受診をためらった経験が「ある」との回答が全体の15.3%となっています。所得類型別では、特にA類世帯（等価可処分所得が中央値の2分の1（122万円）未満の世帯）において受診をためらった経験が「ある」との回答が32.3%となっており、A類世帯の3分の1程度を占めています。

図表- 74 かごしま子ども調査結果（経済的な理由から医療機関で子どもを受診させることをためらったことがあるか）



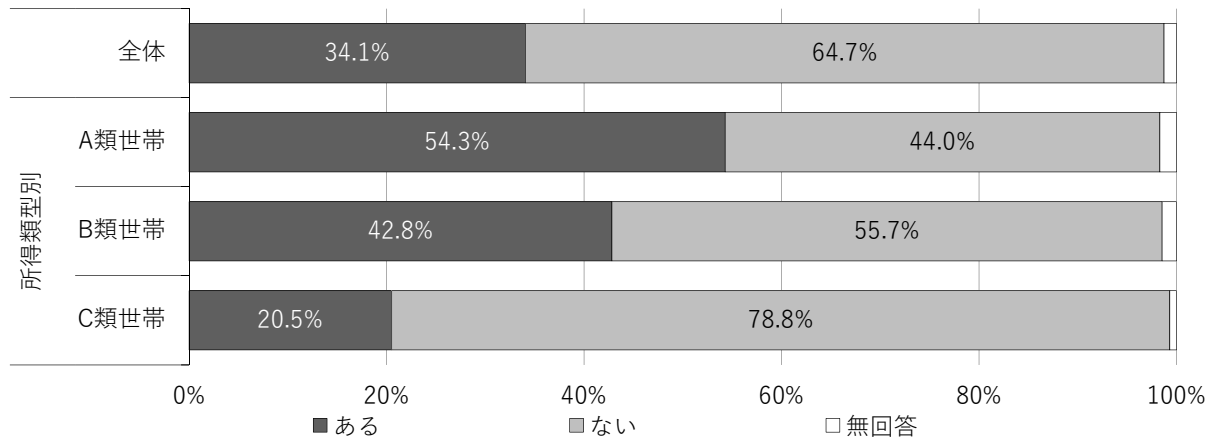
資料：かごしま子ども調査（問29）

⑤ 学習機会の確保

「かごしま子ども調査」によると、「ない（子どもの学習意欲にこたえられなかったことはない）」が64.7%、「ある（こたえられなかったことがある）」との回答は34.1%となっています。

所得類型別では、A類世帯（等価可処分所得が中央値の2分の1（122万円）未満の世帯）では「ある」との回答が54.3%と約半数を占めていますが、C類世帯（等価可処分所得が中央値（244万円）以上の世帯）では20.5%となっています。

図表- 75 かごしま子ども調査結果（経済的な理由により、子どもの学習意欲にこたえられなかったことがあるか）



資料：かごしま子ども調査（問16）

施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり

基本施策 (2) 子どもの貧困対策の推進

《現状及び課題》

鹿児島県の未来を担う子どもたちの中で、生まれながらにして様々な格差があってはなりません。

しかしながら現実には、子どもたちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくない状況にあります。

子どもたちの将来をより一層輝かしいものとするためには、子どもたちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などとあわせて総合的に対策を推進する必要があります。いわゆる貧困の連鎖によって、子どもたちの将来が閉ざされることは決してあってはなりません。

本県における生活保護世帯の子どもの数は、2018（平成30）年は1,582人であり、被保護人員全体の約1割を占めています（図表－66）。生活保護世帯の子どもの中学卒業後及び高等学校卒業後の進学率は、県全体の進学率に比べ、低くなっています（図表－67）。また、高等学校等中退率は、県全体に比べ高くなっている状況です（図表－68）。

「かごしま子ども調査」によると、母子世帯は特に所得が低い傾向にあります。経済的な理由から医療機関で子どもの受診をためらったり、子どもの学習意欲にこたえられなかったりすることもあるようです（図表－74、図表－75）。

また、2019（令和元）6月には子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正され、目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく、「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、基本理念として、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記されました。

また、都道府県に加え、市町村についても子どもの貧困対策について計画を定める旨が規定されました。

子どもの心身の健全な成長を確保するため、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で、適切な支援につないだり、高校・大学等を卒業、就職して、子どもの社会的自立が確立されるまでの継続的な視点で支援体制を構築したりする必要があるほか、生まれた地域によって子どもの将来が異なることのないよう、地方公共団体による計画の策定や取組の充実を図る必要があります。

また、子どもの貧困の実態は見えにくく、捉えづらいと言われており、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用したがない等の状況も見られます。各種支援を実効あるものにするためには、当事者の視点に立ち、①子どもや家族が、必要なときに助けを求めたり、相談したりできる場所を明確化する、②声を上げられない場合にも、周囲が気づき、必要な支援につなぐ、③支援の利用を周囲が能動的に手助けしていく、といったことも必要です。

県子ども・子育て支援会議に設置した「子どもの生活支援対策部会」においても、「子どもの生活支援のためには親の生活が安定するよう支援することが必要」、「無料で学習支援を受けられるような体制づくりや見えにくい相対的貧困に入っていけるような環境づくりが必要」、「妊娠期から乳幼児、高校生まで含めた生活支援、子どもの生活支援対策を県民に周知し、支援につながるよう、支援を必要としている子どもの周りの人たちがフォローしていくことが重要」、「支援を必要としている子どもたちを支援につなげていける可能性がある、子ども食堂に対する支援が必要」などの意見が出されてきたところです。

このため、教育の機会均等を保障するための教育費負担の軽減や、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、医療費等に係る経済的支援を、子どものライフステージに応じて切れ目なく適切に提供するとともに、市町村における子どもの貧困対策計画の策定の促進などの取組を通じて、県内のどこに住んでいても、子どもたちが自分の可能性を信じて前向きに挑戦し、未来を切り拓いていけるような社会を目指します。また、どんな環境にあっても前向きに伸びようとする子どもたちをオール鹿児島で支援する環境づくりを図ります。

《施策目標及び具体的施策》

① 教育の支援

ア 教育支援の充実

年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育環境は、子どもたちの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、幼稚園・保育所・認定こども園の充実、貧困の世代間連鎖を断ち切ることにもつながります。子どもたちの将来が、その生まれ育った家庭の事情に左右されてしまう場合が少なくない現状を踏まえ、幼児教育・保育の無償化の着実な実施と質の高い幼児教育・保育の確保、全ての子どもが基礎学力を身に付け、希望する進路を実現できるよう、確かな学力の育成を支える必要があります。

多くの貧困世帯で、子どもたちが学習面での課題に直面しており、経済的な問題で、子どもたちが夢をあきらめることのないよう、学習環境の整備や進学の実支援に取り組むとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
奨学のための給付金	授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給	高校教育課 学事法制課
就学援助制度の実施	小・中学校に在籍する児童生徒が経済的理由によって就学困難な場合、その保護者に対し、市町村が学用品や修学旅行費など就学に必要な経費を援助	義務教育課
高校生・大学生等に対する奨学金の貸与	・学力及び人物が優れているのにも関わらず、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 ・大学等進学に係る経済的負担の軽減を図り、本県の将来を担う有為な人材を育成するため、奨学金を貸与	総務福利課
不登校や問題行動等に対する学校等における取組の推進	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した不登校や問題行動等に係る相談・指導体制、支援体制の充実	義務教育課 高校教育課
進路保障の取組の推進	人権教育を推進する中で、子どもの就労や進路、学力に係る現状や課題を踏まえ、自己実現を果たしていくために必要な力を育む進路保障の取組について、教職員等に対し理解と認識を深める研修を実施	人権同和教育課
生活福祉資金（教育支援資金）の貸付	低所得者世帯の子どもが高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費の貸付	社会福祉課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生活困窮世帯の子どもの学習支援	生活困窮者 ^(注43) 世帯等の子どもに対して、学習支援（日々の学習の習慣づけ、授業等のフォローアップ、高校進学支援、高校中退防止等）を実施	社会福祉課
進学準備給付金の支給	生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給	社会福祉課
幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳までの全ての子どもの幼児教育・保育に係る利用料については、無償化	子育て支援課

② 生活の安定に資するための支援

ア 生活支援の充実

貧困世帯では心身の健康、借金、家庭、人間関係など、複合的で多様な課題を抱えており、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、世帯の生活を支え、子どもの成長や就労を支える総合的な取組が求められているほか、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で、適切な支援につなぐ必要性が指摘されているところです。

また、子どもたちが健やかに成長していくためには、子どもが安心して過ごせる、子ども食堂といった子どもの居場所づくりや、子どもの居場所等における食の支援及び食育の推進も重要です。

貧困世帯に属する子どもたちは、貧困に伴う直接的な不利益ばかりではなく、地域社会からの孤立や理解者の不在により、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されており、そうした状態に陥らないように、相談事業や交流事業の充実を図るとともに、支援を必要とする子どもと支援をつなぐ取組の充実を図ります。

また、これらの取組が支援を必要とする子どもに届くよう取組の普及啓発に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生活困窮者の自立支援	・自立相談支援機関^(注44)において、生活困窮者から相談を受け、抱えている課題を評価・分析の上、自立支援計画^(注45)を作成し、それに基づき、各種支援を包括的に実施 ・離職等により住居を失った又はそのおそれの高い生活困窮者に対し、安定的に就職活動を行うことができるよう有期で家賃相当額を支給 ・家計に問題を抱える生活困窮者の早期の生活再生に向けて、家計管理能力の向上や滞納の解消、債務整理に関する支援を実施	社会福祉課
生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活支援	・生活困窮者世帯等の子ども・その保護者に対して、生活習慣育成環境の改善（居場所づくり、生活習慣の形成・改善支援、小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等）を実施 ・教育及び就労（進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供、関係機関との連携による多様な進路選択に向けた助言）に関する支援を実施	社会福祉課

(注43) 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

(注44) 生活困窮者からの相談に応じ必要な情報の提供や助言等を行い、包括的な支援を実施する機関

(注45) 生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止め、本人の置かれている状況や本人の意思を十分に確認した上で、支援の種類及び内容等を記載したもの。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子ども食堂への支援	・子ども食堂の立ち上げ時の相談体制を整え、開設支援を行うことで、子ども食堂の設置を促進 ・子ども食堂の円滑な運営を図るため、地域における関係者の連携を促進 ・子ども食堂への理解を深め、気軽に参加し、幅広い支援が得られるよう周知 ・子ども食堂の安全性を確保する取組を支援	子育て支援課
保育等の確保	・保育所等の整備促進 ・昼間保護者がいない家庭における小学校就学児童の健全な育成を図るために放課後児童クラブの設置促進 ・新・放課後子ども総合プランに基づく放課後児童クラブと放課後子供教室との連携促進	子育て支援課
利用者支援の実施促進	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う利用者支援の実施促進	子育て支援課
県営住宅入居における当選倍率優遇方式の実施	ひとり親世帯、子育て世帯（未就学児を持つ世帯）及び多子世帯（18歳未満の子が3人以上いる世帯）に対する当選倍率優遇方式の実施	住宅政策室
生活保護費の支給と自立支援	生活保護世帯について、保護費の支給により最低限度の生活を保障するとともに、生活指導や就労支援等により自立を助長する。	社会福祉課
ひとり親家庭等に対する日常生活の支援	修学や疾病等の事由により、一時的に生活援助や保育サービスが必要な際の支援員を派遣	子ども家庭課
子どもの成長や就労の支援	・児童養護施設等を退所した子どもが、就職やアパート等の賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の保険料補助を実施 ・児童養護施設等を退所後すぐに就業する者又は大学等において高等教育を受ける者等に対し、安定した生活基盤を築くための支援や就職に必要な資格取得のための支援を実施	子ども家庭課
ひとり親家庭の交流	ひとり親家庭の親と子のふれあいの場を提供するとともに、会員相互の連携を深めるための研修を実施	子ども家庭課
子どもの生活支援対策の周知	リーフレット等を活用して、奨学金を含む行政等が実施している子どもの生活支援対策を分かりやすく周知	子育て支援課
相談・指導の実施	子育て及び児童全般に係る問題やひとり親家庭における生活一般や就業についての相談・指導の実施	子ども家庭課
子育て世代包括支援センターの設置促進	妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的・継続的に相談支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置を促進し、切れ目ない支援を実施	子育て支援課

③ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

ア 保護者に対する就労支援

保護者に対する就労やキャリアアップ支援による世帯所得の向上は、子どもの貧困対策の中でも、最も基本的かつ優先度の高い取組です。

保護者が社会から孤立して働けずにいることは、子どもの進路選択にも影響を与えうるため、保護者自身が自らのくらしの見通しを立て、その中で自立に向けた働き方について考えられる機会を持てるように支援することも重要です。

一人一人のキャリアや経験等とそれぞれの置かれている状況に応じて、ハローワークと連携した就労支援や、スキルアップのための各種講習会の開催、自立に向けた資格取得の支援など、細やかな支援を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
経済的自立に向けた就労支援	若者就職サポートセンターにおける職業適性診断・指導やカウンセリング、各種支援セミナーなどを実施	雇用労政課
ひとり親家庭等に対する職業訓練	就労経験がない又は就労経験に乏しいひとり親家庭の母又は父等に対して、準備講習付きの職業訓練を実施	雇用労政課
生活困窮者に対する就労及び就労準備の支援	生活困窮者に対して、一般就労に向けた個別支援を行うほか、就労に向けた準備としての基礎能力の形成を図るための支援を実施	社会福祉課
ひとり親家庭等に対する就業・自立への支援	・ハローワークとの連携によるひとり親家庭の母又は父等に対する就業相談を実施 ・ひとり親家庭の母又は父の就業を促進するため、職業能力開発のための講座受講料の一部を支給する。 ・就職の際に有利でありかつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格取得のための養成機関で1年以上修業する際に給付金を支給するとともに、養成機関への入学準備金及び資格取得後の就職準備金の貸付を実施 ・地域の実情に応じ、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会を開催	子ども家庭課

④ 経済的支援

ア 経済的支援

貧困状態にある子どもたちや親にとって、経済的支援は、親の健康状態や就労状況にかかわらず世帯の日々の生活を安定させる観点から、大変重要です。

子どもの貧困対策として、就労や生活、教育に係る様々な取組を進めていく上で、子どもの育ちに影響を与える家庭環境としては、親の働き方や子どもとの関わり方等の要素も大きいことも踏まえながら、世帯の状況や所得に応じた、各種手当や給付・貸付制度等の活用により、世帯の生活の経済的基盤に対する支援を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
県営住宅における家賃の減免	県営住宅の入居者及び入居しようとする者で、収入が著しく低額な者に対し、関係法令に基づき家賃の減免を実施	住宅政策室
ひとり親家庭等に対する医療費助成	ひとり親家庭等に医療費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	子ども家庭課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るため、父又は母と生計を同一としていない児童を監護又は養育する者に対する手当を支給	子ども家庭課
養育費の確保	弁護士、司法書士等の専門家による無料法律相談等を実施し、養育費の取得に関する相談等に応じるなどきめ細やかな相談体制を整備	子ども家庭課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の母又は父等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて、これらの児童等の福祉を増進するための資金を貸付	子ども家庭課
たすけあい資金の貸付	県母子寡婦福祉連合会が、ひとり親の緊急な出費に対処するため、生活資金等一時的に必要とする小口資金を貸付	子ども家庭課
乳幼児医療給付	経済的理由により受診を控えることによる症状の重篤化を防ぐため、住民税非課税世帯の未就園児を対象に医療機関等における窓口負担をなくす乳幼児医療給付を行う市町村に対し、県がその経費の一部を補助	子ども家庭課
奨学のための給付金	授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等が在籍する低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給	高校教育課 学事法制課
就学援助制度の実施	小・中学校に在籍する児童生徒が経済的理由によって就学困難な場合、その保護者に対し、市町村が学用品や修学旅行費など就学に必要な経費を援助	義務教育課
高校生・大学生等に対する奨学金の貸与	・学力及び人物が優れているのにも関わらず、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 ・大学等進学に係る経済的負担の軽減を図り、本県の将来を担う有為な人材を育成するため、奨学金を貸与	総務福利課
生活福祉資金（教育支援資金）の貸付	低所得者世帯の子どもが高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費の貸付	社会福祉課
進学準備給付金の支給	生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給	社会福祉課
幼児教育・保育の無償化	・3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼児教育・保育の利用料を無償化 ・各施設において実費徴収を行うこととされている食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助	子育て支援課

(2) 子どもの貧困対策計画

番号	数値目標項目	現状 (平成 30 年度)	目標 (令和 6 年度)
1	子どもの貧困対策計画の策定市町村数	0 市町村	43 市町村
2	生活保護世帯に属する子どもの進路決定率 (進学・就職率)(中学卒業後)	94.4%	99.4%
3	生活保護世帯に属する子どもの進路決定率 (進学・就職率)(高等学校卒業後)	92.8%	97.0%
4	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	5.3%※1	4.1%
5	母子・父子支援自立支援員の配置市町村数	3 市町村	6 市町村
6	ひとり親家庭自立支援給付金の延べ支給者数	1,308 人	1,908 人
7	ひとり親家庭自立支援給付金受給者の就職・進学率	79.6%	100.0%
8	子育て世代包括支援センターの設置市町村数	15 市町村	43 市町村

※1 2017 (平成 29) 年度

次期かごしま子ども未来プラン策定スケジュール

年月	内 容 (会議日は仮)	計画策定体制				議会
		少子化対策推進本部			子ども・子育て支援会議	
		作業部会	幹事会	本部会議		
H30年度	少子化に関する県民意識調査					
R元年度						
4月	現計画に係るH30実績及びH31関連事業計画照会	体系図				
5月		作成 ↓				臨時議会 (5/8～10)
6月	少子化対策推進本部作業部会（体系案提示） 6/28		●			6月議会
	少子化対策推進本部幹事会 7/25			●		
8月	少子化対策推進本部 8/5	提示 ↓			●	
9月	子ども・子育て支援会議 9/5					●
	素案確認依頼（主管課経由）		素案 作成 ↓	○ (必要に応じ)		
10月	素案確認回答期限					
	少子化対策推進本部幹事会 10/16	提示 ↓		●		
11月	少子化対策推進本部 11/7				●	
	子ども・子育て支援会議 子どもの生活支援対策部会 (11/11)					○
	子ども・子育て支援会議 (11/29)	承認				●
12月	県議会における素案説明（環境厚生委員会） (12/11)	議会説明				12月議会 ●
1月	素案に係るパブリックコメント (12月中旬～1月中旬)	最終案 ↓				
2月	子ども・子育て支援会議（新プラン案提示） 2月中旬	承認				●
3月	県議会における新プラン説明（環境厚生委員会） 3月中旬	議会説明				3月議会 ●
		新プラン策定				

新プラン策定